

一般社団法人SDMコンソーシアム  
定款

作成：平成26年9月18日

# 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 SDM コンソーシアムと称し、英文では、Semantic Data Model Consortium と表示する。また英文の略称では、SDM Consortium と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市港北区高田西2丁目4番10号に置く。  
2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、ヘルスケア領域において、SDM (Semantic Data Model、オープンソース、ヘルスケア情報に関するデータウェアハウスの設計書) を用いたデータウェアハウスを広く普及し、項目定義の認識の共通化を図り、SDMに関するコンサルタント、データアナリストを育成することにより、データの効果的な分析、2次利用の推進に貢献することを目的とする。  
目的の達成の為、以下の事業を行う。

- 1) SDM 設計書の整備、保守事業
- 2) SDM を用いた分析サンプル作成および提供事業
- 3) SDM に関する教育・研修・スキル認定事業
- 4) SDM 設計書に関する適合認定事業
- 5) SDM に関するセミナー、ミーティング、総会、イベントの企画推進事業
- 6) SDM コンサルタント、データアナリストの育成とスキル認定事業
- 7) SDM ソリューションに関するシステムインテグレーション事業
- 8) 労働者派遣事業
- 9) 他団体との渉外活動事業
- 10) SDM コンソーシアム事務管理事業
- 11) SDM 関連の広報活動事業
- 12) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 当法人は、次に掲げる者のうち、別に定める入会申し込みを行い、理事会の承認を得た者をもって会員とする。

- 1) 当法人の目的に賛同するヘルスケア関連の法人、団体、及びこれらに所属する個人
- 2) 当法人の目的に賛同し、当法人のために協力・支援を提供する法人、及び団体

### (会費)

第6条 会員は、社員総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

### (会員の種別)

第7条 会員の種別として一般会員、正会員、賛助会員を設置する。

- 1) 一般会員の権利
  - 1) 会員としてSDM コンソーシアムが主催する会合への参加
  - 2) SDM コンソーシアムが主催する教育・研修への参加
- 2) 正会員の権利
  - 1) 一般会員の権利を含む
  - 2) SDM コンソーシアムが認定する資格の取得と使用权
  - 3) SDM コンソーシアムが所有する知的財産（ロゴを含む）の使用权
  - 4) SDM コンソーシアムの社員となるべき資格の取得
  - 5) SDM コンソーシアムの役員となるべき資格の取得
- 3) 賛助会員の権利
  - 1) 一般会員の権利を含む
  - 2) SDM コンソーシアムが認定する資格の取得と使用权
  - 3) SDM コンソーシアムが所有する知的財産（ロゴを含む）の使用权
  - 4) SDM コンソーシアムに対し正会員1名の登録
  - 5) SDM コンソーシアムに対し理事1名の推薦
  - 6) SDM コンソーシアムが主催する会合への法人名での参加（人数分の会員参加費を要する）
  - 7) SDM コンソーシアム賛助会員の表記使用权

### (退会及び会員資格の喪失)

第8条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事へ提出することにより、任意に退会することができる。

- 2) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
  - 1) 所定の退会手続きを行ったとき
  - 2) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき
  - 3) 死亡または失踪宣告を受けたとき
  - 4) 会員である法人が解散または破産手続きを開始したとき
  - 5) 会費を2期滞納したとき
  - 6) 除名されたとき
  - 7) 総会員の同意があったとき

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、社員総会において社員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- 1) 当法人の名誉を傷つけたとき
- 2) 当法人の目的に反する行為を行ったとき
- 3) 当法人の定款もしくは規則に反する行為を行ったとき

(会員資格喪失に伴う権利と義務)

第10条 会員が、第8条又は第9条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

## 第3章 社員

### (社員の資格)

第11条 当法人の社員は、正会員の資格を有する以下のものでなければならない。

- 1) 正会員
- 2) 賛助会員（正会員として登録した者）

### (入社)

第12条 当法人に入社しようとする者は、別に定める入社申し込みを行い、理事会の承認を得た者をもって社員とする。

### (退社)

第13条 社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）第29条の規定に該当し、または正会員資格を喪失した時は、社員の資格を喪失する。

### (社員の資格の喪失)

第14条 社員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- 1) 所定の退社手続きを行ったとき
- 2) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき
- 3) 死亡または失踪宣言を受けたとき
- 4) 社員である法人が解散または破産手続きを開始したとき
- 5) 会費を2期滞納したとき
- 6) 除名されたとき
- 7) 総社員の同意があったとき

### (除名)

第15条 社員が次のいずれかに該当するときは、法第30条の定める手続きに従い、除名することができる。

- 1) 当法人の名誉を傷つけたとき
- 2) 当法人の目的に反する行為を行ったとき
- 3) 当法人の定款もしくは規則に反する行為を行ったとき

### (社員名簿)

第16条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第4章 社員総会

(構成)

第17条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する

- 1) 社員の除名
- 2) 理事及び監事の選任又は解任
- 3) 理事及び監事の報酬等の額
- 4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 5) 定款の変更
- 6) 解散及び残余財産の処分
- 7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第19条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。  
2. 代表理事は、開催日の10日前までに開催日時・場所および議題を社員に通知しなければならない。

(書面又は代理人による議決権又は役員を選任・解任の議決権の行使)

第21条 社員は、前条第2項の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、役員を選任・解任の議決権の行使を除き、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、社員でなければ代理人となることはできない。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事の一人がこれに当たる。

(議決権)

第23条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする

(社員総会の決議)

第24条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の3分の1を有する社員が出席し、出席した社員の過半数をもって決する。  
2. 法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長および社員総会で選任された議事録署名人1名が署名捺印しなければならない。

## 第5章 役員

### (種類及び定数)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

- 1) 理事 20名以内
- 2) 監事 2名以内
- 3) 理事のうち1名を代表理事とする。

### (選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、社員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事会において理事の互選により選定し、代表理事をもって理事長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

### (職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、業務を執行する。
- 3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

### (任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事または増員として選任された理事の任期は、他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 理事及び監事は、辞任または任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

### (解任)

第30条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって、社員総数の3分の2以上の決議を得て、当該役員を解任することができる。

- 1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- 2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

### (報酬)

第31条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬、賞与、退職慰労金、その他の職務執行の対価を支給することができる。

- 2 報酬額等は社員総会の決議により別途定めるものとし、理事会の同意を得てこれを支給する。
- 3 報酬等が支給される役員は、それを辞退することを妨げない。

(取引の制限)

第32条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事項を開示し、その承認を受けなければならない。

- 1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - 2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - 3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第33条 当法人は、法第114条第1項の規定により、理事の過半数の同意をもって、法第111条1項の行為に関する理事または監事の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第34条 当法人には理事会をおく。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1) 理事の職務の執行の監督
- 2) 代表理事の選定及び解職
- 3) 社員総会に付議すべき事項の決定
- 4) 社員総会の決議した事項の執行に関する事項の決定
- 5) その他、社員総会の決議を要しない業務の執行に関する事項の決定

(開催)

第36条 理事会は、代表理事が必要と認めたときに開催できる。

2 理事会は、必要に応じて、書面または電磁的方法により開催することができる。

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面または電磁的方法をもって、開会の日の~~40~~日前日までに通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別に定める場合を除くほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 決議すべき事項につき、特別な利害関係を有する出席理事は、当該事項について表決権を行使することができない。
- 3 本条第1項の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第40条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法又は代理人をもって表決権を行使することができる。

(議事録)

第41条 理事会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第43条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- 2) 年会費収入
- 3) 資産から生じる収入
- 4) 事業に伴う収入
- 5) その他

### (資産の管理)

第44条 当法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、理事会の決議による。

### (事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (事業計画および収支予算)

第46条 当法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告する。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入および支出をすることができる。

### (事業報告および収支決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- 1) 事業報告
- 2) 事業報告の附属明細書
- 3) 貸借対照表
- 4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

### (剰余金分配の禁止)

第48条 当法人の剰余金は、次年度へ繰り越し、一切分配しない。

## 第8章 定款の変更、解散等

(定款変更)

第49条 この定款は、社員総会において、総社員の3分の2以上の議決をもって変更可能とする。

(解散)

第50条 当法人は法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の3分の2以上の議決をもって解散することができる。

(残余財産の処分)

第51条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により決する。

## 第9章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第52条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第53条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期する。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。